

資料
平成 30 年 12 月 12 日

田園住居地域について

1 「田園住居地域」とは？

平成 30 年 4 月から追加された新たな用途地域。
(用途地域・第 1 種低層住居専用地域、商業地域など)

住居と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発規制や建築規制を通じてその実現を図る地域である。

2 市内に田園住居地域を設定することについて

田園住居地域は、地域地区の一つであるため、一定の広がりを以って指定することが必要だが、全域が市街化区域である本市では、住宅と農地が密接に混在した土地利用が市内全域に広がっていることから、地域地区として指定することは現実的ではない。

3 指定した場合の影響について

田園住居地域に指定されると、低層住居専用地域に建築可能な建築物に加えて、農業に必要な施設（農産物直売所等）の建築が可能となる一方で、農地に対して新たな開発規制が加わることから、農地所有者の理解を得ることが難しいと考えている。